

記帳・決算・申告
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News

〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262 Open :9 ~ 17 時 休み:土日祝
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162

2025 年
(令和 7 年)
4月28日
第 1297 号

5月1日(木) メーデー

埼玉県中央メーデー（北浦和公園）参加のため、

大宮民商 事務所は休業日

となります。よろしくお願いいたします。

大型連休体制につき5月5日号は休刊です。
次号は 5 月 12 日号となります。

《 予 定 表 》

5/ 1 (木) メーデー（大宮民商はお休みです）

5/14 (水) 理事会 19:00 ~

6/22 (日) 集団健康診断（おおみや診療所）



労働保険 年度更新です



5 月 12 日までに更新手続きを
完了しましょう。ご不明な点は
大宮民商へお問い合わせください。

各種税金に備えましょう

5 月には自動車税と固定資産税、6 月には住民税※1、7 月には国民
健康保険税※2の通知納付書が届きます。税金の支払いは 1 年中続きます…。計画的に、納税に備えましょう。
期日までにどうしても納められない場合は早めに各窓口へ連絡し、猶予や分納の手続きをしましょう。

2025年度(令和7年度) 納税カレンダー

(※埼玉県さいたま市を基準に作成)

		市 税				県 税		国 税	
月	納期限	※1 ・個人市 ・森民環 ・境税	固定 都市計 資産画 税税	軽自 動車 税	※2 国民 健康 保険 税	自動 車 税	※3 事業 税	※4 (予定 納税) 所得 税	※5 (中間 納付) 消費 税
4 月									
5 月	6/2		1 期	定期		定期			
6 月	6/30	1 期							
7 月	7/31		2 期		1 期			(1 期)	
8 月	9/1	2 期			2 期		1 期		(1 期)
9 月	9/30				3 期				
10 月	10/31	3 期			4 期				
11 月	12/1				5 期		2 期	(2 期)	
12 月	1/5		3 期		6 期				
1 月	2/2	4 期			7 期				
2 月	3/2		4 期		8 期				
3 月	3/16 3/31							3/16	3/31

※ 1. 事業所で特別徴収している場合は、事業
所あてに通知書が届く。事業所は毎月の給与
から天引きして納税者の代わりに納める。

※ 2. 事業所で社会保険に加入している場合は、
事業所が従業員負担分の健康保険税（ほとん
どの場合、厚生年金も）を給与から天引きし、
納税者の代わりに納める。

※ 3. 前年の事業所得金額（青色控除額を引く
前の額）が 290 万円を超えた部分に発生。
税率は基本 5%（業種による）。通常、税額が
1 万円以下の場合は 8 月の 1 期のみ。

※ 4. 予定納税は、前年の予定納税基準額が 15
万円以上（事業所得のみの人は前年の所得税
+復興特別所得税が 15 万円以上）の場合に
発生。税額の 3 分の 1 ずつを 7 月と 11 月
に納める。

※ 5. 中間納付は、前年の消費税率税額が 48 万
円（地方消費税率額は含まない）を超えた場合
に発生。400 万円以下までは年 1 回。400
万円超は年 3 回。4800 万円超は年 11 回。

法人の申告

法人の税金は、各法人の事業年度
終了日から 2 か月以内に申告・納付し
ます。申告額により法人税の予定納
税・消費税の中間納付が発生します。

☆来所の前には必ず電話予約を！ ☆集金・振込ともに当月 15 日までへのご協力を切にお願いします。